

## 埼玉県立小児医療センター放射線管理区域測定等業務 特記仕様書

### 1 総則

#### 1-1 一般事項

本仕様書は、埼玉県立小児医療センター（以下「発注者」という。）が発注する放射線管理区域測定等業務（以下「本業務」という。）の適正な履行の確保を図るため、委託契約約款（以下「約款」という）第1条第1項に規定する仕様書として、本委託に必要な事項を定めるものとする。また、この仕様書は、放射線管理区域測定等業務の大要を示すものであって、現場の状況に応じここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。

#### 1-2 適用範囲

受注者は、約款、図面及び本特記仕様書の定めるところにより、本業務を履行するものとする。

#### 1-3 提出書類

- (1) 受注者は、指定の期日までに、発注者の定める様式により、別表の書類を提出する。
- (2) 受注者は、提出した書類に変更が生じた時は、直ちに変更届を提出する。
- (3) 受注者は、業務履行関係書類を常に、監督員に提出できるように整備しておく。

### 2 安全管理

#### 2-1 一般事項

受注者は、常に安全に留意して現場を管理し、災害を防止するために、従業員及び公衆の安全衛生を図るため常に細心の注意を払い、労働安全衛生法規等を遵守する。

#### 2-2 事故の防止

- (1) 受注者は、業務履行に必要な安全管理者、業務責任者等を配置して、安全管理と事故防止に努める。
- (2) 受注者は、業務履行に当たり、使用する機械・器具の点検整備を行い、取扱いに当たっては、熟練者が操作し、事故を未然に防止する。

#### 2-3 事故報告

受注者は、業務履行中、万一事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等を速やかに監督員に報告しなければならない。

## 2-4 後片付け

受注者は、業務の完了までに現場内の清掃を行い、付近施設に損傷を与えた場合は修復する。

## 3 業務履行

### 3-1 工程及び現場監理

(1) 受注者は、監督員の承諾を受けた工程表・実施計画書に従い、業務の円滑な履行と適正な管理を行う。

(2) 業務にあたっては、高度な小児専門病院である当センターの特殊性を十分理解し、以下の事項について注意すること。

ア 患者に対する安全を心がけ、安静療養を妨げないこと。

イ 業務上知り得た発注者の秘密については、他に漏らさないこと。

### 3-2 就業時間

受注者は、業務の履行時間については、あらかじめ発注者と協議する。

## 4 業務概要

### 4-1 業務場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

### 4-2 業務内容

#### (1) 放射線管理区域等の測定業務

次の方法により放射性表面汚染密度測定、線量率測定、空気中の放射性物質濃度測定を月1回行い記録、報告すること。

##### ア 放射性表面密度測定

###### (ア) 測定場所

放射線取扱主任者又は管理者が別に定める場所とする。(別紙1)

###### (イ) 測定方法

スマヤ法とし、測定方法の細部については、放射線取扱主任者又は管理者が指示する。

###### (ウ) 報告

測定値を記録集計し、所定の様式により報告すること。

##### イ 線量率測定

###### (ア) 測定場所

放射線取扱主任者又は管理者が別に定める場所とする。

(別紙2及び事業所境界(敷地境界)、居住区域、病室等)

###### (イ) 測定方法

サーベイメータによる測定とし、測定方法の細部については、放

放射線取扱主任者又は管理者が指示する。

(ウ) 報告

測定値、測定角度等を記録集計し、所定の様式により報告すること。ただし、リニアック、血液照射装置及び診療用 X 線装置の漏洩線量率測定は 6 カ月に 1 回とする。

ウ 空気中の放射性物質濃度測定

(ア) 測定場所

放射線取扱主任者又は管理者及び第一種作業環境測定士が別に定める場所とする。(別紙 3)

(イ) 測定方法

ろ過捕集方法、固体捕集方法、及び  $\gamma$  線スペクトル測定法を用いて行う。測定方法の細部については、放射線取扱主任者又は管理者が指示する。

(ウ) 報告

測定値を記録集計し、所定の様式により報告すること。

(2) R I 排水設備、R I 排気設備保守業務

次の方法により放射性排水の測定、排水処理槽の清掃、排気フィルターの交換を行い記録、報告すること。

ア 放射性排水等の処理業務

(ア) 合併浄化槽清掃、点検

a 作業対象

合併浄化槽 (5 人槽) 1 槽 (2 槽の内、1 槽を対象とする。)

対象となる槽は、放射線取扱主任者又は管理者が指示する。

また、清掃作業を行う前に対象槽内の排水を測定し、作業が出来る状態か放射線取扱主任者又は管理者に確認を行うこと。

b 作業回数

年 1 回

c 作業内容

汚泥の引抜き及び清掃、点検を行うこと。

(イ) 排水槽清掃、点検

a 作業対象

貯留槽 1、貯留槽 2、希釈槽、分配槽

清掃作業を行う前に対象槽内の排水を測定し、作業が出来る状態か放射線取扱主任者又は管理者に確認を行うこと。

b 作業回数

年 1 回

c 作業内容

清掃、点検を行うこと。

イ 排気フィルターの交換

(7) 交換頻度

2年に1回

※差圧状態等を確認の上、前回交換から3年以内に実施する。

(8) 交換フィルター

次のフィルターは支給するものとする。

- ・プレフィルター 610×610×50mm 6枚
- ・高性能フィルター 610×610×292mm 6枚
- ・PVCバグ 大・小 各6枚

(9) 交換方法

放射線取扱主任者又は管理者の指示により、フィルターをバンクから取り外し、支給されたフィルターをバンクに装着する。使用済みフィルターは、公益社団法人日本アイソトープ協会の指定する廃棄物梱包方法に従い梱包し、放射性廃棄物として廃棄物保管室に保管廃棄すること。

(3) 施設点検

「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づく施設点検を放射線取扱主任者又は管理者の立会いのもとに実施すること。

ア 点検範囲

汚染検査室、第2検査室、廃棄物保管室2、地下1階廃棄物保管室3、屋上排気設備、地下2階RI排水処理室、血液照射室、リニアック室

イ 点検内容

施設の目視点検等

ウ 点検回数

年2回

エ 報告

点検終了後、その結果を所定の様式により報告すること。

(4) 放射線管理区域の清掃業務

ア 作業範囲 放射線管理区域 (約330m<sup>2</sup>)

汚染検査室、SW、WC4、処置室、SPECT1、SPECT操作室、SPECT2、WC3、汚物室、第1検査室、第2検査室、準備室、貯蔵室、廃棄物保管室1、廃棄物保管室2、スタッフ廊下4、地下1階廃棄物保管室3

イ 作業内容

床掃き、モップ拭き、汚物入の処理、汚染除去室シャワー室内・流し台清掃、トイレットペーパーの補充等（以上、日常清掃）及び床の洗淨、ワックス塗り、ガラス磨き、金具磨き、ブラインド、照明器具、空調吹出吹込口等の清掃（以上、定期清掃）は、放射線取扱主任者又は管理者の指示により行うこと。

ウ 作業回数

日常清掃については週2回とし、定期清掃については土日祝日の月1回とする。

エ 用具の放射線測定等

用具は作業ごとに放射線測定を行い、使用した用具は一定の場所に保管すること。

オ 作業の手直し

作業内容がこの仕様書に適合しないと監督員が認めたときは、その作業の手直しを命ずることができる。

(5) 廃棄おむつ運び出し及び測定

ア 測定場所（運び出し場所）

地下1階廃棄物保管室3

イ 測定内容

廃棄おむつ容器の漏洩線量率測定

ウ 点検回数

週1回（日常清掃時）

エ 報告

測定値を記録集計し、所定の様式により報告すること。

5 負担区分

委託業務履行のため、受注者が使用する電力、ガス及び給水の料金の負担は、履行場所における必要最小限のものについては発注者が負担するものとし、その他は受注者の負担とする。

また、委託業務履行のために必要な器材及び消耗品は受注者の負担とする。

6 その他

(1) 放射性同位元素使用予定数量は別紙4のとおりとする。

(2) 受注者は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」及び「埼玉県立小児医療センター放射線障害予防規程」等に定められている事項を遵守するとともに、作業員に対する放射線管理を行うこと。

- (3) 法令において放射線管理及び手続き等が必要な場合については、適切なアドバイス及び補助を行うこと。
- (4) 監督員又は放射線取扱主任者は必要があると認めるときは、受注者に管理記録等を報告させることができる。
- (5) 運用上の制限
  - ア 受注者は、運営管理に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れもしくは担保に供し、または営業の委託もしくは名義貸し等を行うことはできない。
  - イ 受注者は、本業務について大規模な修繕、模様替え、原状を変更する等の行為をする時は、事前に書面をもってセンターの承認を得なければならない。
  - ウ 受注者は、許可なく建物を建築又は設置することはできない。
- (6) 受注者の取消しまたは変更
  - 次の各号に該当するときは、契約の取消しまたは変更をすることができる。また、この場合、センター又は第三者に損害を与えたときは、すべて受注者の責任でその損害を賠償しなければならない。
  - ア 受注者が仕様書の各条項に違反又は義務を果たさないとき
  - イ 本業務参加資格要件の各条項に違反したとき
  - ウ その他受注者が法令などの規定に違反した場合
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上定める。
- (8) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議する。

## 別表 提出書類

番号	名称	部数	摘要
1	現場責任者等通知書	1部	契約の日から7日以内
2	業務従事者名簿	1部	契約の日から7日以内 従事者に変更があった日から 7日以内
3	誓約書	1部	契約の日から7日以内
4	実施工程表	1部	契約の日から14日以内
5	実施計画書	1部	
6	打合せ議事録	1部	
7	日報	1部	
8	点検報告書	1部	
9	下請負人通知書	1部	必要な場合
10	事故報告書	1部	〃
11	業務完了通知書	1部	〃
12	その他必要なもの	1部	〃